

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 私立学校法等施行細則の一部を改正する規則 ○ 岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 ○ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 ○ 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則 【規 則】	総務学事課		
○ 特定施設の設置許可申請 ○ 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定 ○ 指定居宅介護支援の事業の廃止 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 家畜検査の実施 【告 示】 （以上県例規集登載）	環境管理課 障害福祉課 長寿社会課 "	教育委員会	子ども未来課
○ 岡山県防除実施基準の変更 ○ 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更 ○ 保安林の指定予定 ○ 保安林の指定施設業要件の変更予定 ○ " ○ " ○ " ○ " ○ 道路の区域変更 ○ " ○ 道路の供用開始 ○ 自動車専用道路の指定 ○ 落札者等の決定 ○ 岡山県医療審議会からの答申 ○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ○ 落札者等の決定 ○ 岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則 【企業局】 【教育委員会】 【人事委員会】 （県例規集登載）		林政課 " 治山課 " " " " " " 道路整備課 " " " 情報政策課 " 医療推進課 都市計画課 総務企画課 教育委員会	担当課（室）

目次	○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 （県例規集登載） 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 政治団体の解散 ○ 資金管理団体の指定取消し
担当課（室）	人事委員会 選挙管理委員会 ” ” ”
目次	
担当課（室）	

岡山県規則第十三号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則（昭和五十九年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「定める」を「規定する」に、「中学校」を「中学校、義務教育学校」に改め、同項第二号及び第三号中「定める」を「規定する」に改める。

第六条第一号、第二号、第五号及び第六号中「同規則」を「同令」に改め、同条第七号中「第百八十七条」を「第百八十七条第一項」に、「同規則」を「同令」に改め、同条第八号及び第九号中「同規則」を「同令」に改め、同条第十号中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第二十八号中「同規則」を「同令」に改め、同条第三十五号中「第一条」を「第一条第二項」に改める。

様式第三十五号中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の私立学校法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第十四号

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県行政情報公開条例施行規則（平成八年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条の規定による」を「第十六条の」に、「第二十九条」を「第二十八条」に、「第三十一条の規定による」を「第三十条に規定する」に、「第三十五条の規定による」を「第三十四条に規定する」に改める。

第十一条中「第二十九条」を「第二十八条」に改める。

第十二条中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第十三条第一項中「第三十一条」を「第三十条」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

様式第一号中「第6条第1項」を「第5条」に

開示の方法		1 閲覧	2 視聴又は聴取	3 写しの交付
-------	--	------	----------	---------

を

開示の方法	1 閲覧
	2 視聴又は聴取
	3 写し（複製物）の交付
	（ ☐ 窓口での交付 ☐ 郵送による交付）

に定める。

様式第二号の注に次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

様式第三号中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に「できます」を「できます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができず」に改め、同様式の注に次のように加える。

3 公文書の開示によって得た情報は、岡山県行政情報公開条例の目的に即して適正に使用しなければなりません。

第11条第2項「以下「条例」という。」第11条第2項「第60日」「3月」「異議申立て」「審査請求」「6箇月」「6月」「できる」「できません。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か

岡山県行政情報公開条例第7条第 号該当

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」「

を

- ☐ 条例第7条第 号該当
- ☐ 条例第10条該当
- ☐ 開示請求に係る公文書を保有していない。
- (理由)

に定める。

様式第 8 (中 「 」) に基づき」や「。以下「条例」という。) 第 5 条の規定により」
条例第 14 条第 1 項 (第 2 項) の規定により意見照会をしますので、本件開示請求」

公文書に記録されている 情報	
-------------------	--

請求のあった公文書に記 録されているあなた (貴 団体) に関する情報の内 容	
条例第 14 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由	条例第 14 条第 2 項第 号適用 (理由)

に改める。
様式第九号を次のように改める。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 2 号

様式第 9 号（第 6 条関係）

公文書の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県知事

殿

（郵便番号）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号）

年 月 日付け、第 号で意見照会のあった件について、次のとおり回答します。

請求のあった公文書	
意見 〔 該当する番号を ○で囲み、必要 な事項を記入し てください。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （ 1 ）開示により支障が生ずる部分 （ 2 ）その理由

様式第二十号の「第 号で照会しましたあなた（貴団体）」の「開示請求について」については、開示することと決定しましたので、下記の「開示決定の内容」欄に「開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容」を記載してください。

開示決定の内容	開示決定をした公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容
---------	-------------------------------------

備考

様式第二十号の「不服申立て」は、第17条第1項、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会、岡山県行政不服等審査会、

不服申立ての内容	審査請求の内容
----------	---------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県行政情報公開条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第十五号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」を「第二十四条から第二十六条まで」と改める。

第七條（旧中「第15条第1項」）を「第14条第1項」と改め、「保有個人情報記録された」と改め、「内容」と改め、「内容及び保有個人情報の内容」と改める。

1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写しの交付

1 閲覧 2 視聴又は聴取 3 写し（複製物）の交付

と改める。

第七條（旧中「60日」と改め、「3月」と改め、「異議申立て」と改め、「審査請求」と改め、「6箇月」と改め、「6月」と改め）「できます」と改め、「できます」と改め。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」と改める。

第七條（旧中「第19条第2項」と改め、「以下「条例」という。」第19条第2項「60日」と改め、「3月」と改め、「異議申立て」と改め、「審査請求」と改め、「6箇月」と改め、「6月」と改め）「できます」と改め。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」と改める。

岡山県個人情報保護条例第16条第 号該当

ら起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます」と改める。

と改める。

☐ 条例第16条第 号該当 ☐ 条例第18条該当

☐ 開示請求に係る保有個人情報を持っていない。
(理由)

に改める。

様式第 14 条第 1 項の規定により、
は、条例第 23 条第 1 項（第 2 項）の規定により意見照会をしますので、本件開示請求、
に、
あなた（貴団体）に、
つきまし

開示請求に係る保有個人情報に 含まれている情報 の内容	
-----------------------------------	--

を

開示請求のあった保有個人情報に 含まれているあなた（貴団体）に 関する 情報の内容	
条例第 23 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用 の区分及び当該規定を適 用する理由	条例第 23 条第 2 項第 号適用 (理由)

に改める。

様式第十号を次のように改める。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 2 号

様式第10号（第9条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岡山県知事 殿

（郵便番号 ）

住所

氏名

〔 法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕
連絡先（電話番号 ）

年 月 日付け、 第 号で意見照会のあった件について、次のとおり回答します。

開示請求のあった 保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 開示されても支障が生じない。 2 開示されると支障が生ずる。 （ 1 ）開示により支障が生ずる部分 （ 2 ）その理由

様は様十一叩廿「の」や「，第号で照会しましたあなた（貴団体）」に「の開示請求について，や「については，開示することと決定しましたので，」に基つき次のとおり保有個人情報を開示することと決定しましたので，」や「第23条第3項の規定により次のとおり，」に「60日，や「3月，」に「異議申立て，」や「審査請求，」に「6箇月，や「6月，」に「できます，」や「できます。ただし，この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には，当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます，」に「

「		「	
開示決定の内容		や	「
」		」	

「		「	
開示決定の内容		や	「
」		」	

に於る。

様は様十一叩廿「第28条第1項，」や「第27条第1項，」に於る。

様は様十叩廿の様に様十叩廿「60日，」や「3月，」に「異議申立て，」や「審査請求，」に「6箇月，」や「6月，」に「できます，」や「できます。ただし，この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には，当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内にこの決定の取消しの訴えを提起することができます，」に於る。

様は様十叩廿「）に基づき，」や「。以下「条例」という。）第27条第1項の規定により，」に「に，」や「あなた（貴団体）に，」に「本件訂正等請求，」や「つきましては，条例第32条第1項の規定により意見照会をしますので，本件訂正等請求，」に於る。

様式第十九号を次のようにする。

平成 28 年 3 月 25 日 岡山県公報 第 11772 号

様式第19号（第18条関係）

保有個人情報の訂正等に係る意見書

年 月 日

岡山県知事 殿

（郵便番号）

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、その名称、
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕
連絡先（電話番号）

年 月 日付け、第 号で意見照会のあった件について、次のとおり回答します。

訂正等請求のあった保有個人情報	
意見 〔 該当する番号 を○で囲み、 必要な事項を 記入してくだ さい。 〕	1 訂正等をされても支障が生じない。 2 訂正等をされると支障が生ずる。 （ 1 ）訂正等により支障が生ずる部分 （ 2 ）その理由

附 則

(施 行 期 日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経 過 措 置)

2 この規則による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第十六号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「母性」の次に「・寡婦福祉法」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

岡山県規則第十七号

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「の受給権者」を「に規定する受給権者」に、「の就学支援金」を「に規定する就学支援金」に改め、同条第四項第二号中「省令第八条第一項の規定による通知（当該停止された月の属する年度の全ての就学支援金を支給したときに当該就学支援金の額を通知するものに限る。）を受けた日」を「当該年度の三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岡山県告示第百七十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 加藤製油株式会社

住 所 大阪府大阪市此花区梅町 2 - 1 - 16

氏 名 代表取締役 加藤 篤志郎

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 加藤製油株式会社岡山工場

所在地 玉野市築港 5 - 8 - 1

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

(3) 特定施設に関する事項

区		分	新		設	新		設	新		設				
種		類	12 - 二 動植物油脂製造業の用に 供する分離施設 S - 101			12 - 二 動植物油脂製造業の用に 供する分離施設 S - 200			12 - 二 動植物油脂製造業の用に 供する分離施設 S - 201			12 - 二 動植物油脂製造業の用に 供する分離施設 水分離タンク - 1			
能		力	170 t / 日			150 t / 日			120 t / 日			13m³ / 日			
工 事 着 手 予 定 年 月 日			既設			既設			既設			既設			
工 事 完 成 予 定 年 月 日			既設			既設			既設			既設			
使 用 開 始 予 定 年 月 日			許可後直ちに			許可後直ちに			許可後直ちに			許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続24時間			同左			同左			同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区		分	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
	水 量 (m³ / 日)			10		15		同左		同左		10		10	
	p H		11.0		11.5		6.5					11.5			
	C O D (mg / ℓ)		1,600		2,000		1,100					2,200			
	S S (mg / ℓ)		1,500		2,000		10					20			
	油 分 (mg / ℓ)		2,000		2,500		18					36			
	T - N (mg / ℓ)		100		125		30					60			
	T - P (mg / ℓ)		350		440		10					20			
	大腸菌群数 (個 / cm³)		3,000以下		3,000以下		3,000以下					3,000以下			

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

区		分	新		設	新		設	新		設	廃		止	新		設		
種		類	12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 水分離タンク - 2			12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 抽出機 1 ～ 9 号缶			12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 抽出機 C X - 3			12 - 二 動植物油脂製造業の用 に供する分離施設 S - 202, 203			12 - 口 動植物油脂製造業の用 に供する洗浄施設 S - 202, 203				
能		力	7 m ³ / 日			100 t / 日 (1 台当たり)			350 t / 日			120 t / 日 (1 台当たり)			同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日			既設			既設			既設			-			許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日			既設			既設			既設			-			工事着手後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日			許可後直ちに			許可後直ちに			許可後直ちに			-			工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要			連続24時間			同左			同左			同左			同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区		分	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大	通	常	最	大
	水 量 (m ³ / 日)			5		5	同左	10			10	10			15	同左			
	p H			6.5		11.5		6.5			11.5	11.0			11.5				
	C O D (mg / ℓ)			1,650		3,300		1,100			2,200	1,600			2,000				
	S S (mg / ℓ)			15		30		10			20	1,500			2,000				
	油 分 (mg / ℓ)			27		54		18			36	2,000			2,500				
	T - N (mg / ℓ)			30		60		30			60	100			125				
	T - P (mg / ℓ)			10		20		10			20	350			440				
	大腸菌群数 (個 / cm ³)			3,000以下		3,000以下		3,000以下			3,000以下	3,000以下			3,000以下			3,000以下	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理設備				同左			
種 類		オイルバクターシステム							
構 造		カルバート，F R P							
主 要 寸 法		11.8m × 11.2m							
能 力		80m³ / 日							
処 理 の 方 法		油脂分解 + 接触ばっ気 + 水質調整ばっ気							
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-				許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-				工事着手後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-				工事完成後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において、当該特定施設から排出される汚水の通常の値並びに最大値及び最大量の量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m³ / 日）	77	110	77	110	82	115	82	115
	p H	2～12	2～12	5.1～8.9	5.1～8.9	同左			
	C O D（mg / ℓ）	1,600	2,000	300	600				
	S S（mg / ℓ）	1,500	2,000	300	600				
	油 分（mg / ℓ）	2,000	2,500	30	30				
	T - N（mg / ℓ）	22	300	20	240				
	T - P（mg / ℓ）	30	54	30	32				
	大腸菌群数（個 / cm³）	3,000以下	3,000以下	3,000以下	3,000以下				

備考 排水処理施設で処理された汚水等は、全量公共下水道に排出される。

平成 2 8 年 3 月 2 5 日 岡山県公報 第 1 1 7 7 2 号

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成28年3月25日から同年4月15日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

岡山県告示第百七十五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年三月十五日次のとおり指定した。

平成二十八年三月二十五日

岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

指定した医師

指定医師名

診 療 科 目

医療機関の名称

所 在 地

木 村 修 平

視 覚

日生病院

備前市日生町寒河二五七〇・四一

守 本 典 子

視 覚

金田病院

真庭市西原六三

松 尾 俊 彦

視 覚

落合病院

真庭市落合垂水二五一

清 田 正 之

ぼうこう・直腸、小腸

高梁中央病院

高梁市南町五三

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

岡山県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

鏡野町奥津指定居宅介護支援事業所

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町井坂四九五番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人鏡野町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町古川四三九番地一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇九三

五 サービスの種類

居宅介護支援

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

居宅介護支援事業所スマイルケア

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町豊安六四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社スマイルケア

2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町豊安六四

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇〇九三一

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

岡山県告示第百七十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があつた。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

指定訪問介護事業所玉野マリンホーム

2 所在地

岡山県玉野市築港五丁目一六・二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

日本赤十字社岡山県支部

2 所在地

岡山県岡山市北区丸の内二丁目七番二〇号

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇四〇〇三五四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

春の家ホームヘルプステーション

2 所在地

岡山県赤磐市町苅田五一七・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 所在地

岡山県赤磐市河本七七八・一

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号
三三七二二〇〇三一五

五 サービスの種類
訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称
ほほえみホームヘルプステーション

2 所在地
岡山県赤磐市松木六三六・一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
社会福祉法人赤磐市社会福祉協議会

2 所在地
岡山県赤磐市河本七七八・一

三 廃止年月日
平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号
三三七二二〇〇二四〇

五 サービスの種類
訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ワインの里式番館ヘルパーステーション

2 所在地

岡山県赤磐市西軽部一二六〇番

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社グリーンライフ

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町鴨方二一八九番地三

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二二〇一二九七

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション和

2 所在地

岡山県井原市大江町三四五四番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社介護サービスと

2 所在地

岡山県井原市木之子町二二九六番地

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇七〇七五三

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら・介護ステーションふじい

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町里見六四八番地三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社さくら介護グループ

2 所在地

広島県広島市中区大手町三丁目一三番一八号

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇一一四

五 サービスの種類

訪問介護

介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業者フレンズ

2 所在地

岡山県津山市上河原二〇七・六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称
有限会社スピリッツ

2 所在地
岡山県津山市上河原二〇七・六

三 廃止年月日
平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号
三三七〇三〇〇六五三

五 サービスの種類
訪問介護
介護予防訪問介護

一 事業所の名称及び所在地
1 名称

さとう記念病院ヘルパーステーション
2 所在地
岡山県勝田郡勝央町黒土四五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
1 名称
医療法人さとう記念病院

2 所在地
岡山県勝田郡勝央町黒土四五
三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日
四 介護保険事業所番号
三三七三六〇〇五九

五 サービスの種類
訪問介護
介護予防訪問介護

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス円

2 所在地

岡山県津山市二宮二二〇〇番地八二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大愛

2 所在地

岡山県津山市二宮二二〇〇番地八二

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一七五〇

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター丘の家

2 所在地

岡山県津山市小田中一九七二・三六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社よりあい

2 所在地

岡山県津山市院庄七三五・四

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一五七八

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターのんき

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町大町一〇八九

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社ハーモニー

2 所在地

岡山県苫田郡鏡野町真経六五八番地二

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七三五〇〇四二四

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンター イーエスサウスヒルズ

2 所在地

岡山県久米郡久米南町下弓削六四七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	社会福祉法人江原恵明会
2	所在地
	岡山県津山市津山口三〇六番地
3	廃止年月日
	平成二十八年三月三十一日
4	介護保険事業所番号
	三三七三八〇〇一七〇
5	サービスの種類
	通所介護
	介護予防通所介護

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

岡山県告示第七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターよりあい

2 所在地

岡山県津山市小田中一九八四

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社よりあい

2 所在地

岡山県津山市院庄七三五・四

三 廃止年月日

平成二十八年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一〇九九

五 サービスの種類

通所介護

岡山県告示第百七十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施するので、該当する家畜の所有者に対し、これを受けることを命ずる。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 ブルセラ病検査

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、対象となる家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長（以下「管轄家畜保健衛生所長」という。）が別に定めるもの

4 実施の期日

平成二十八年四月四日から平成二十九年三月三十一日までの間（以下「実施期間」という。）において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ブルセラ病（牛の場合）の項術式の欄1から3までに規定する検査の方法

二 結核病検査

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一結核病の項術式の欄1に規定する検査の方法

三 ヨーネ病検査

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛、平成二十四年四月一日以降に輸入した牛（検疫後一年以内のものを除く。）、平成二十八年四月一日以降にヨ一ネ病が発生した都道府県から導入した搾乳に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び過去三年以内にヨ一ネ病が発生した農場の牛のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一ヨ一ネ病の項術式の欄1、2及び6に規定する検査の方法

四 馬伝染性貧血検査

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

省令第九条第二項第五号から第九号までに掲げる馬

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

省令別表第一馬伝染性貧血の項術式の欄2に規定する検査の方法

五 家きんサルモネラ感染症検査（サルモネラ・プロラムに係るものに限る。）

1 実施の目的

家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏（以下「種鶏等」という。）のうち、次の(1)及び(2)に掲げるもの

(1) 雌雄とも、ロット当たりの感染率が五パーセント以上の場合に九十五パーセントの確率で抗体を検出することが可能な羽数（最大五十九羽）の、週齢が満九週以上の種鶏等

(2) (1)に掲げる種鶏等に係る検査で陽性鶏が摘発されたときは、飼養する種鶏等の全羽

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

急速凝集反応法

六 腐蛆病検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病^その発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂のうち、管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

肉眼検査

七 伝達性海綿状脳症検査

- 1 実施の目的
伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
省令第九条第二項第十号に掲げる牛の死体及び同項第十一号に掲げるめん羊又は山羊の死体のうち管轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 4 実施の期日
実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日
- 5 検査の方法
省令別表第一伝達性海綿状脳症の項術式の欄1及び2に規定する検査の方法
- 八 アカバネ病検査、チュウザン病検査、アイノウイルス感染症検査、牛流行熱検査及びイバラキ病検査
- 1 実施の目的
アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱及びイバラキ病の発生を予察するため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
未越夏牛（平成二十七年十一月から平成二十八年四月までに生まれた牛をいう。）のうち、管轄家畜保健衛生所長が発生予察上適当と認めるもの
- 4 実施の期日
原則として平成二十八年六月下旬、八月中旬、九月中旬、十月中旬及び十一月中旬
- 5 検査の方法
臨床検査及び血清学的検査（中和試験又は寒天ゲル内沈降反応）
- 九 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ検査
- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため
- 2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 飼養羽数が百羽以上（だちょうの場合は、十羽以上）の家さん飼養農場から管轄家畜保健衛生所長が無作為に飼養規模別に抽出した農場の家さん
- (2) その他知事が検査の必要があると認めて通知したもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

臨床検査、血清学的検査及びウイルス学的検査

十 豚流行性下痢検査

1 実施の目的

豚流行性下痢の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚のうち、管轄家畜保健衛生所長が別に定めるもの

4 実施の期日

実施期間において管轄家畜保健衛生所長が別に定める日

5 検査の方法

血清学的検査（中和試験）及びウイルス学的検査

岡山県告示第百八十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の三第一項の規定により岡山県防除実施基準を変更したので、岡山県農林水産部林政課及び各県民局農林水産事業部森林企画課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県告示第百八十一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により
高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を変更したので、岡山県農林水産部林政
課及び各県民局農林水産事業部森林企画課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

岡山県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

備前市西片上字天徳一九八八、一九九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

和気郡和気町益原字鵜飼一五〇一の一、一五〇一の三、一五〇九の一、一五二二の一、一五二二の五、一五二二の九、字風呂屋谷一五二二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鵜飼一五二二の一、一五二二の五

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
高梁市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岡山県告示第百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八一号
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市院庄字毘沙門後一〇〇五番三地从先から	新	八・〇 四七・〇	二七八・四
津山市院庄字神戸東七九六番一地从先まで	旧	八・〇 三六・〇	二七八・四

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三二三号
- 三 道路の区域

区 域	別 新旧	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

区 域	新 旧	幅 員	延 長	一 道路の種類 県道			一 道路の種類 県道		
				二 路 線 名 柳井原上二万線			二 路 線 名 大曲船穂線		
				三 道路の区域			三 道路の区域		
				倉敷市真備町上二万字庄沖二五五四番三 地先から 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番 一地先まで			倉敷市真備町上二万字庄沖二五五四番三 地先から 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番 一地先まで		
				旧			新		
				一一・五 一五・五			一六・二 二〇・〇		
				三五・五			三五・五		
				別 新旧			別 新旧		
				(メートル)			(メートル)		
				延 長			延 長		
				(メートル)			(メートル)		

一 道路の種類 県道
二 路線 名 南浦金光線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から 浅口市金光町佐方二二七四番一地先まで	新	一五・〇 三〇・〇	二二六・三
浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から 浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経 て	新	一二・〇 六八・〇	一九〇二・一
浅口市金光町大谷八七四番二地先まで	新		
浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から 浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経	新	一七・〇	三四九・九

別	新	旧
(メートル)	一二・〇 三四・五	三・七 三四・〇
(メートル)	六六一・三	六六一・三

て 浅口市金光町佐方二一九九番一地先まで	て 浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から 浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経 て 浅口市金光町大谷八七四番二地先まで	て 浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から 浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経 て 浅口市金光町佐方二一九九番一地先まで	て 浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から 浅口市金光町佐方二二七九番一地先を経 て 浅口市金光町大谷八七四番二地先まで
旧			
一七・〇 六八・〇	一二・〇 六八・〇	一五・〇 六二・〇	四九・〇
三四九・九	一九〇二・一	二二六・三	

岡山県告示第百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成二十八年三月二十七日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三七四号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡勝央町黒土字羽入田七七〇番一地 先から 美作市上相字かぎ一五六五番一地先まで	新	一七・一 一四一・七	一〇九九・〇
勝田郡勝央町黒土字羽入田七七〇番一地 先から 美作市上相字かぎ一五六五番一地先まで	旧	一九・〇 一五四・〇	一〇九九・〇

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

岡山県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日（時間）
一般国道	三三三号	真庭市宮地字湯川六四番一地先から 真庭市栗原字後田五二二番一地先まで	平成二十八年三月二十五日
県道	大曲船穂線	倉敷市真備町上二万字庄沖二五五四番三地先から 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番一地先まで	
	柳井原上二万線	倉敷市船穂町柳井原字勝負坂一一九四番一地先から 倉敷市真備町上二万字木村沖二五四六番一地先まで	
一般国道	三七四号	勝田郡勝央町小矢田字岩崎二一九番三地先から 美作市上相字かぎ一五六五番一地先まで	平成二十八年三月二十七日（十五時）

県道		
南浦金光線		
平成二十八	浅口市金光町佐方二二四〇番三地先から	浅口市金光町佐方二二七九番二地先を経て
年三月二十	浅口市金光町大谷八七四番二地先まで	
八日（十五		
時）		

岡山県告示第百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道 一般国					道路の種類
三七四号					路線名
勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地从先から 勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地从先まで					指定する道路の区間
勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地从先から 勝田郡勝央町岡字鬼一〇一七番一地从先まで					
勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地从先から 勝田郡勝央町岡字修理免一〇五八番一地从先まで					
勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地从先から 美作市上相字鍛冶屋途一四九九番一地从先まで					
勝田郡勝央町黒土字鍵谷一〇一七番一地从先から 美作市中尾字カジヤ途九六一番一地从先まで					
平成二十八年三月二十七日					指定する期日

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

（一〇七）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名及び数量

Windows Server 2012 接続ライセンス（CAL） 九、五〇

○ライセンス

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年三月十日

四 落札者の氏名及び住所

NECフィールディング株式会社

岡山市北区新屋敷町一丁目一番一八号

五 落札金額

二八、八九二、一六〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、一四〇、一六〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年一月二十九日

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

（一〇八）地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 調達件名及び数量

岡山県行政ネットワーク接続クライアントPC管理システム構築業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県県民生活部情報政策課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十八年三月十日

四 落札者の氏名及び住所

エヌ・ティ・ティ・データ・カスタマサービス株式会社

広島県広島市南区比治山本町一一番二〇号

五 落札金額

三八、四三二、八八〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八四六、八八〇円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十八年一月二十九日

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

〔二〇九〕岡山県医療審議会から次のとおり答申があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 諮問年月日

平成二十八年二月十八日

二 答申を受けた年月日

平成二十八年三月十五日

三 諮問及び答申の事項

合併症を伴う精神疾患に係る基準病床数算定の特例について及び第七次岡山県保健

医療計画（案）について

四 その他

諮問及び答申の内容を記載した書類については、岡山県庁県政情報室において閲覧
することができる。

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

（一一〇）都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により笠岡市から笠岡都市計画用途地域及び笠岡都市計画特定用途制限地域についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

笠岡都市計画用途地域

笠岡都市計画特定用途制限地域

二 都市計画の変更年月日

平成二十八年三月十六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市計画課

なお、原本は、笠岡市役所建設産業部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年3月25日 岡山県公報 第11772号

岡山県企業局公告第一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第
三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年三月二十五日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼 郎

一 購入等件名及び予定数量

岡山県企業局施設で使用する電気の調達

使用予定電力量 六一、三三八、〇〇〇キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 落札者を決定した日

平成二十八年二月十日

五 落札者の氏名及び住所

丸紅株式会社

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

六 落札金額

九二一、〇一〇、一四六円（うち消費税額及び地方消費税の額六八、二二三、九七
三円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成二十七年十二月二十五日

岡山県教育委員会規則第二号

岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県教育委員会

岡山県教科用図書選定審議会規則の一部を改正する規則

岡山県教科用図書選定審議会規則（昭和三十九年岡山県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する等その職務を行うのに適當でないと認められる者は、専門調査員となることができない。

5 教育委員会は、専門調査員が前項の規定に該当すると認めるときは、当該専門調査員を解任し、又は解嘱する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県人事委員会規則第十五号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

三 一般社団法人せとうち観光推進機構

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

岡山県選管告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡山県資源循環政治連盟	藏 本 忠 男	岩 本 充 博	岡山市北区津高六二八・六	平成二八・二・一
水田貴博後援会貴輝会	水 田 大 助	橋 本 賢 治	倉敷市浜ノ茶屋二・一〇・一三	〃 二・二六
水田貴博後援会貴輝会岡山支部	徳 永 祐 一 郎	青 盛 正 樹	岡山市北区平野九九八・四	〃 〃

岡山県選管告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

一 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

自由民主党岡山県勝田郡第一支部	渡辺吉幸	会計責任者の氏名	久永敬三	久永智美	平成二七・一二・二一
-----------------	------	----------	------	------	------------

自由民主党岡山県自動車整備支部	草地博		槌田肇	杉原光昭	五・七
-----------------	-----	--	-----	------	-----

自由民主党柵原支部	浦上次雄		石原健二	小田睦夫	六・二四
-----------	------	--	------	------	------

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

新

旧

異動年月日

青木光朗後援会	青木光朗	代表者の氏名	青木光朗	中村貴義	平成二八・二・四
---------	------	--------	------	------	----------

大月たかし後援会	藤本初		藤本初	増成富久子	一・二〇
----------	-----	--	-----	-------	------

岡山県司法書士政治連盟	松崎寛		松崎寛	前島建二郎	二・二〇
-------------	-----	--	-----	-------	------

岡山県商工政治連盟	吉澤威人		吉澤威人	西本和馬	平成二七・六・二〇
-----------	------	--	------	------	-----------

岡山県中小企業政治協議会	武田修一	会計責任者の氏名	黒住敏行	花谷武則	六・一五
--------------	------	----------	------	------	------

岡山県木材産業政治連盟	田中信行		山下秀喜	片岡清登	五・二八
-------------	------	--	------	------	------

岡山法面保護協会	坂田蒼美	主たる事務所の所在地	津山市日上二六九・一	津山市河辺八八・一	二・二三
----------	------	------------	------------	-----------	------

〃	〃	会計責任者の氏名	門田大	上田孝司	平成二八・二・八
---	---	----------	-----	------	----------

おもだ照雄後援会	大原 公 仁	面 田 恭 治	面 田 由 紀 美	〃	一・一三
川本浩一郎後援会	浪 越 清	岡山市南区芳泉四・六・二八	岡山市南区福田五四四・一	平成二七・	一・三一
倉敷地区中小企業政治連盟	野 嶋 雅 弘	野 嶋 雅 弘	岡 晃	〃	五・二八
後楽会政治連盟	牧 野 雅 美	岡山市北区下石井二・八・六	岡山市北区磨屋町九・三〇	〃	六・一
さいとう武次郎後援会	片 山 嘉 郎	ビル四〇五	岡山市北区磨屋町九・三〇	〃	八・二八
〃	〃	河 内 利 明	小 澤 直 人	〃	〃
長石幸男後援会	池 上 孝 夫	池 上 孝 夫	尾 崎 安 彦	〃	〃
橋本きょう子後援会	中 川 範	中 川 範	池 上 邦 介	平成二八・	四・一
渡辺吉幸後援会	菅 原 忠	勝田郡奈義町滝本一七〇三・一	三 上 史 郎	平成二七・	五・一
			勝田郡奈義町滝本一四八〇・四		

岡山県選管告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

浅野 實 後援会

浅野 實

平成二七・四・二一

隼 人 会

小野 隼 人

平成二八・二・七

祥 隆 会

浦上 雅 彦

平成二七・二・三一

田中廣二後援会

花岡 恒 雄

〃 二・三〇

津島大孝後援会

森谷 彰 則

平成二八・二・一〇

B e ・ Z e n J A P A N

山上 有 紀

平成二七・二・三一

岡山県選管告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成二十八年三月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届

出をした者の氏名

浅野 實

浦上 雅彦

資金管理団体の名称

浅野實後援会

祥隆 会

資金管理団体で

なくなった年月日

平成二七・ 四・二二

〃 一二・三一